

## 第24年度 第21回 石巻市震災復興推進本部会議要旨

日時：平成25年2月13日（水）

10:30～10:50

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 （仮称）石巻東消防署の整備計画（案）について（総務部防災対策課）

東日本大震災により、湊地区・渡波地区はほぼ全域が浸水し、当該地区内に設置されている石巻消防署湊出張所及び同渡波出張所が大きな被害を受けた。

当該地区は、災害時には、旧北上川により消防力が分断されることが想定され、また、新市街地開発事業に伴う人口増加も見込まれるため、半島部を含めた防災拠点となる（仮称）石巻東消防署を整備する計画（案）を策定するもの。

##### (1) 主な内容

石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理地内に、（仮称）石巻東消防署を統合新築し、石巻消防署湊出張所及び石巻消防署渡波出張所を廃止する。

##### (2) 統合することにより強化されるもの

- ① 湊出張所に配備されていない救急車が配備されることにより、救急隊が配置され、迅速な救急出動が可能になる。
- ② 統合により、消火活動など2ヶ隊連携による迅速な防御活動が可能になる。
- ③ 東部地区が災害等で孤立した場合であっても、東部地区における独立した災害現場活動が可能になる。
- ④ ヘリポートや消防団ポンプ置場等を併設することにより、災害時における援助隊の受け入れや消防団との連携が容易になり、東部地区の防災拠点としての機能強化が期待される。

##### (3) 今後の予定

平成25年2月	住民説明会
平成25年度～26年度	用地取得・地質調査・実施設計
平成27年4月～	建設工事
平成28年4月～	運用開始

#### 2 石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕の策定について（総務部防災対策課）

災害対策基本法に基づき、本市における津波災害に対処するため、海岸保全施設等の整備による防御を基本に、比較的発生頻度の高い津波から市域並びに市民の生命、身体、財産を保護し、最大クラスの津波に対しては被害を軽減させることを目的とする、新たな石巻市地域防災計画〔津波災害対策編〕を策定するもの。

##### (1) 主な内容

- 1 計画の目的及び基本方針
- 2 想定する津波と対策の基本的な考え方
- 3 避難対策
- 4 津波警報等の伝達

- 5 避難指示
- 6 応急活動体制

(2) 今後の予定

平成25年2月20日 石巻市防災会議  
 平成25年3月中旬 宮城県知事へ提出

**3 石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について（総務部防災対策課）**

東京電力福島第一原子力発電所における事故への対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しを行うために、原子力規制委員会によって作成された「原子力災害対策指針」、並びに、宮城県が修正した「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」を基に、「石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕」の修正を行うもの。

(1) 主な内容

- 1 防災対策重点地域の内、P A Zは発電所から半径5キロ圏内とし、U P Zは市全域とする。
- 2 修正字句等は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を基に修正。

(2) 今後の予定

平成25年2月20日 石巻市防災会議  
 平成25年3月中旬 宮城県知事へ提出予定

**4 石巻市災害時備蓄計画について（総務部防災対策課）**

東日本大震災時の教訓を生かし、大規模災害発生時等の食料や物資等の配備を行う計画の作成、周知を行い、当市における備蓄の推進を図るもの。

(1) 主な内容

1 基本的な考え方

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に鑑み、市民は日頃から、被災直後に必要な物資を備えることが必要であり、それが基本的な考え方となるが、何らかの理由で非常用持出品を持ち出せなかった避難者等のために、市も食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄する。

2 備蓄及び調達

市による集中備蓄、事業所による流通備蓄、市民による非常用持出品、自主防災組織等による防災備蓄、市民による炊出し、救援物資、他自治体からの支援物資、これらを基本として避難所への配備を行うもの。

3 備蓄物資目標数量

東日本大震災時の浸水区域内のすべての世帯7万人を想定。

【全体数量】

区分	食糧	水
市	50,000 食	50,000 リットル
市民	294,000 食	294,000 リットル
流通備蓄	76,000 食	76,000 リットル
計	420,000 食	420,000 リットル

#### 4 整備（購入）計画

調理不要食、非常用飲料水を毎年 12,500 食ずつ配備し、常時 5 万食・5 万リットル保存するほか、粉ミルクや生活必需品・資機材・医薬品等、計画的に配備・随時補充する。

#### (2) 今後の予定

平成 25 年 4 月市報及びホームページで公表予定

### [報告事項]

#### 1 復興特区支援利子補給金に係る復興推進計画の認定について（産業部産業推進課）

震災の影響で操業停止中の株式会社メイコーに対し、被災地域における雇用機会の創出を図る事業の円滑な実施を支援するために創設された「復興特区支援利子補給金」による支援を行うため、平成 24 年 12 月に実施された復興庁の公募に応募し、採択されたことから、1 月 23 日付けで認定申請を行い、2 月 1 日付けで認定を受けたもの。

#### (1) 主な内容

被災地における円滑かつ迅速な復興のため、自治体が地域状況や特性を踏まえ、独自に計画を作成し、国の認定を受けた復興推進計画に基づき支援を行うものである。

具体的には、事業者が国の指定を受けた指定金融機関より資金調達を行う際、国が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものであり、これにより、事業者は通常より低利での融資を受けることが可能となり、復興推進計画に記載された復興に資する事業を円滑かつ迅速に実施することができる。

#### (2) 実施した場合の影響・効果

株式会社メイコーが事業を実施するために必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施が支援される。

#### (3) 今後の予定

本制度の公募は来年度以降も予定されており、公募要領が公表され次第、ホームページにおいて周知を行い、積極的な活用を促すこととする。

以 上